

甲府市役所中道支所・甲府市中道公民館機械警備業務委託仕様書

1 業務名

甲府市役所中道支所・甲府市中道公民館機械警備業務委託

2 業務目的

警備業法（昭和47年法律第117号）等に基づき、警備業務対象施設の警備業務を機械警備及び警備員の巡回により、警備業務対象施設における火災、漏電、盗難及び不良行為等のあらゆる事故の発生を警戒し、防止することにより、当該施設の保全と安全を確保することを目的とする。

※機械警備業務とは、警備業法第2条第5項に定義されるものである。

3 警備業務場所及び警備業務対象施設

(1) 警備業務場所：甲府市下曾根町1070番地3

(2) 警備業務対象施設：甲府市役所中道支所・甲府市中道公民館

(ただし、甲府市役所中道支所と甲府市中道公民館は同一施設内にあるが、機械警備は個別に行うものとする。また、甲府市役所中道支所と甲府市中道公民館との共用部分の機械警備については、両者の警備開始・解除キーにより管理する。)

4 警備業務対象施設の概要

(1) 中道支所

(中道支所、サーバー室、多目的室、給湯室、倉庫)

延べ床面積 182.00㎡

(2) 中道公民館

(図書コーナー、図書倉庫、会議室1、会議室2、会議室3、)

延べ床面積 439.47㎡

(3) 中道支所・中道公民館共有部分

(風除室1、廊下1、廊下2、資料コーナー1、資料コーナー2、トイレ周辺)

延べ床面積 191.84㎡

5 履行期間及び警備時間

(1) 履行期間 令和4年11月1日から令和12年10月31日まで

(2) 警備時間 警備業務対象施設に設置した警備業務用機械装置（以下「機械警備装置」という。）からの、警備開始の信号を受けた時から、警備解除の信号を受けた時までとする。

ただし、火災信号監視については、24時間とする。

6 警備方法

(1) 警備業務は、機械警備及び警備員による巡回により実施するものとする。

なお、警備員による巡回とは、警備対象施設の全てが機械警備業務中に、原則1日1回、その施設内の施錠の有無や、電灯及電源の消し忘れ等の確認を行うものである。

(2) 警備業務対象範囲は、甲府市役所中道支所部分と甲府市中道公民館部分及び共用部分の3区画（別紙）とし、それぞれ区画ごとに機械警備業務ができるよう機械警備装置・配線等を設置する。

7 業務の内容

(1) 不審者、不法行為者の早期発見と措置

(2) 警備業務対象施設の異常発見、通報及び緊急措置

(3) 火災の早期発見と初期消火の対処

(4) 盗難の早期発見と阻止

(5) 機械警備装置の正常動作確認、監視及び異常発報時の措置

(6) 機械警備装置の点検・操作

(7) その他不測事態の防止と阻止

(8) 異常事態の確認と対応（異常事態には、自動火災報知設備発報を含む）

(9) その他委託者側の要請事項

8 機械警備装置

上記7が確実に実施できるものとし、次の仕様を満たすものであること。

(1) 機械警備装置は受託者の所有に属し、当該装置の維持管理費及び保守点検費用は受託者の負担とする。

(2) 設置する機械警備装置の運用（警備の開始、解除）においては、偽造・模倣を困難にするため専用磁気カード等を利用するものとし、また、万一紛失した場合、該当カードのみの抹消処理が遅滞なくできること。

(3) 常時、電話回線等の切断異常を検知できる断線監視機能を有すること。

(4) 警備業務対象施設内への侵入は、室内に設置された各種センサーにより検出し、主装置にて受信し、主装置より電話回線等を利用して警備本部へ送信すること。受信した警備本部は、警備員を現場へ派遣し、物件の異常事態に的確に対処させること。また、状況に応じて関係機関へ通報も行なうこと。

(5) 機械警備装置自体に異常等が発生した場合は、その異常等の信号を送信可能なものとし、速やかに警備装置の交換等対応可能とすること。また、配線の断線・短絡が発生しても同様に異常等の信号を送信が可能であること。

(6) 警備業務対象施設の機械警備情報を自動的にコンピュータ等に記録・保存でき、必要時に提出報告が可能であること。

- (7) 警備業務対象施設に設置された機械警備装置は、発生した異常事態を警備本部に自動通報するものとし、その際、異常を検知したセンサー等を特定できるものとする。
- (8) 機械警備装置の設置については、警備業務対象施設に設置してある自動火災報知設備と連携を図ること。
- (9) 夜間警備警戒（警備開始）忘れに対応できる機能を有すること。

9 機械警備装置の設置

受託者は、警備業務対象施設の職員等が警備の開始及び解除の信号を発信するための装置、その他業務の遂行に必要な機械警備装置を設置する。

10 警備体制

受託者は、警備業法第43条（即応体制の整備）に基づき、発報受信から概ね25分以内に警備員を警備業務対象施設に到着させることができ、かつ、他の施設と発報が重複した際にも同様にに対応できる警備体制を整備されていること。

11 事故発生時における処置

警報受信機器により、異常事態が発生したことを感知した時は、発報受信から概ね25分以内に警備業務対象施設に警備員を急行させ、被害の拡大防止にあたること。警備員は異常事態を確認後、関係機関へ通報、連絡すること。なお、異常事態は各種警報を含むものとする。
(自動火災報知設備発報信号等)

異常事態の対処時に、受託者はその都度状況結果報告書を提出するものとする。

12 鍵の管理

受託者は、預託された鍵の管理は厳重に行なわなければならない。もし、紛失又は破損した場合は、委託者に報告し、原状回復の負担をするものとする。

13 警備に要する費用

警備に要する費用は、機械警備装置及び配線（以下、装置等）等の設置その他警備に要するものの経費、契約終了時の装置等の撤去に要する費用を含むものとし、受託者の負担とする。

14 損害賠償

機械警備機能が正常に機能しない場合等において、それが受託者の責めに帰すべき事由によるときは、市及び市の構成員が被る被害又は障害について、受託者が賠償する責めを負うものとする。

1 5 警備報告

機械警備の実施事項（機械警備における毎日の警備開始、解除時間及び非常通報を含む警備上の異常の有無を記載したもの）を毎月1回報告すること。

また、巡回警備の実施事項（巡回結果を記載したもの）については、その都度委託者指定の場所へ報告すること。

1 6 機械警備装置の入れ替え等

機械警備装置を入れ替える場合は、当該装置を入れ替えるまでの間は、受託者の責任において機械警備に代わる人的警備（夜間巡回・常駐等）等を実施するものとする。

1 7 業務の引継ぎ

受託業務の解除又は終了に伴い、次期業務受託者が決定された時は、受託者の責任により次期業務受託者が円滑かつ支障なく業務が遂行できるよう、委託者が必要と認める期間において、良心的に受託業務の引継ぎを漏れなく行なうとともに、必要な資料等を全て提供するものとする。

1 8 その他

この仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者がその都度協議の上、決定するものとする。

